

告 示

埼玉県告示第四百三十四号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年四月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―五五―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前三百三十一番地八 他一筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 二千九百三十九・四八立方メートル